

高速道路株式会社の  
第3回設立委員会  
説明資料

平成17年9月15日（木）

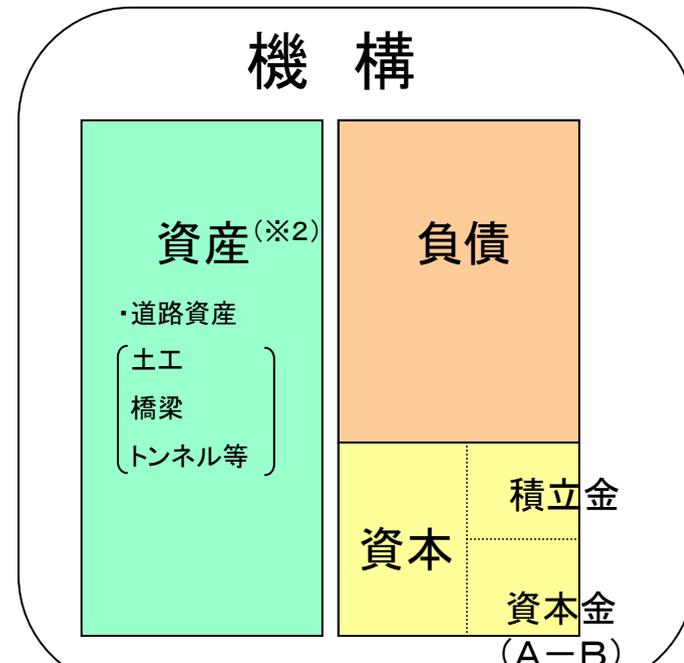
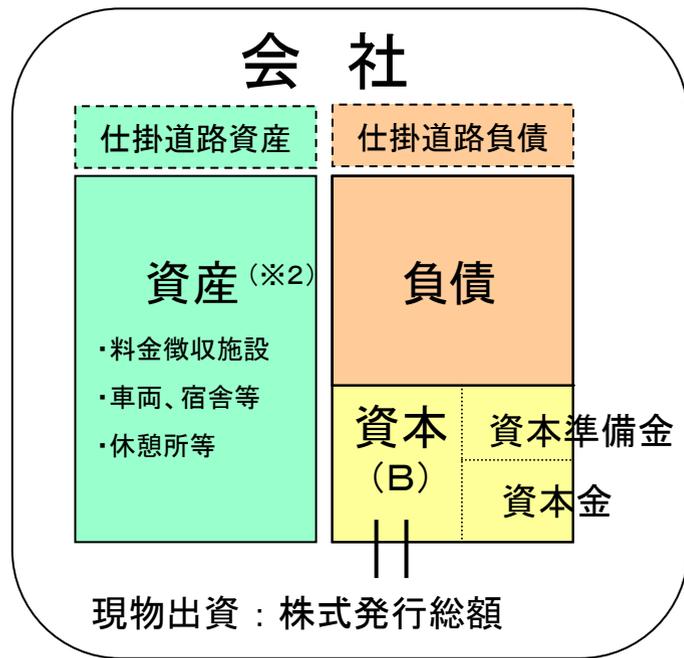
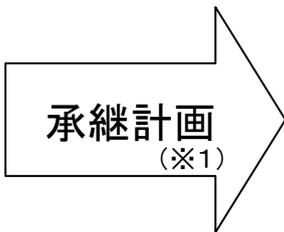
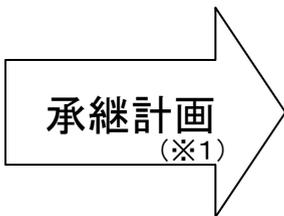
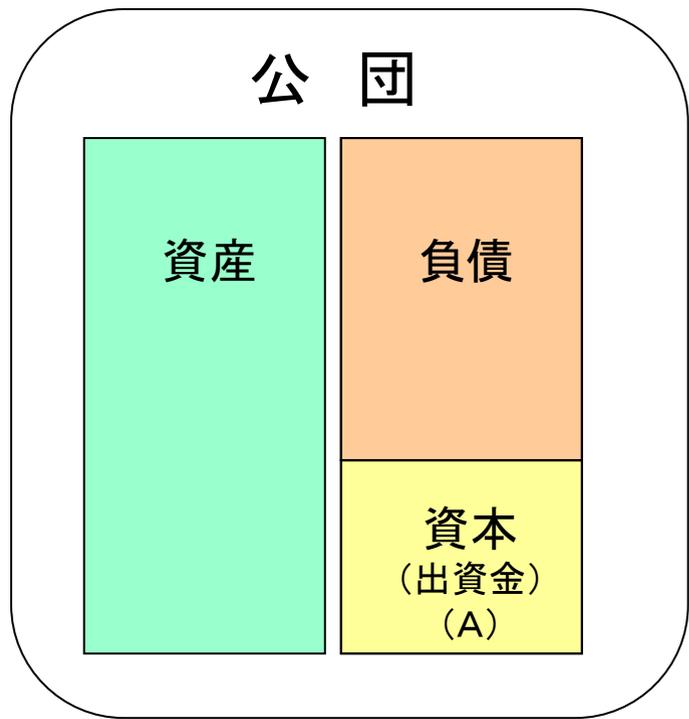
## 目 次

1. 高速道路株式会社に対する現物出資【説明資料 1】
2. 高速道路株式会社の定款案【説明資料 2】
3. 供用約款案【説明資料 3】
4. 創立総会議案書【説明資料 4】
5. 創立総会開催日程案【説明資料 5】

# 説明資料 1

高速道路株式会社に対する現物出資

# 民営化に係る資産・負債等の承継の仕組み



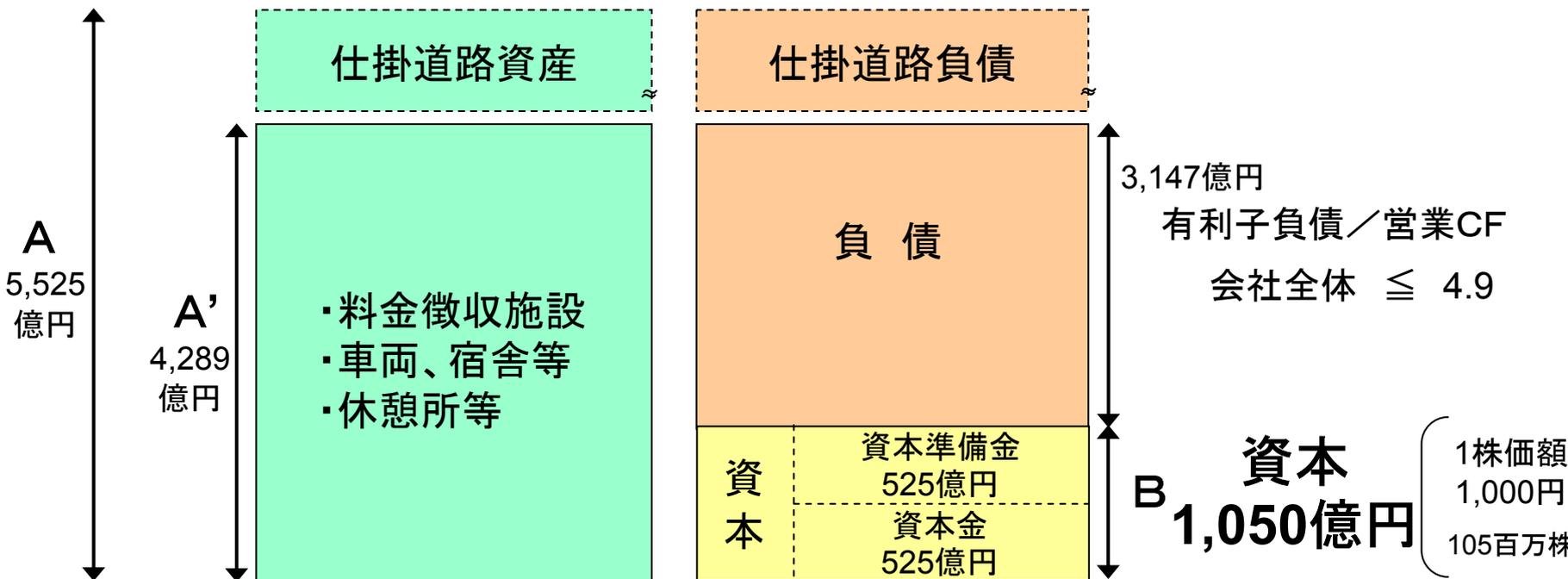
※1) 国土交通大臣が定める基本方針(平成17年7月13日)に基づき、公団が実施計画を作成し、国土交通大臣認可(平成17年9月15日)  
 < 施行法第13条、第14条 >

※2) 承継資産の価額は、会社及び機構の成立日現在における時価を基準として評価委員が評価< 施行法第15条3、4項 >

# 東日本高速道路株式会社の資本金等について

## < 資産 >

## < 負債・資本 >



総資産に対する資本の割合

$$B/A = 19\% \left[ \begin{array}{l} \text{民営化後10年間} \\ \text{の平均 } 10\% \end{array} \right]$$

$$B/A' = 24\%$$

1株の発行価額

$$\rightarrow 1,050 \text{ 億円} \div 105 \text{ 百万株} = 1,000 \text{ 円}$$

1株の発行価額中資本に組み入れない額

$$\rightarrow 525 \text{ 億円} \div 105 \text{ 百万株} = 500 \text{ 円}$$

日本道路公団への出資金 (平成17年9月末)

22,849 億円

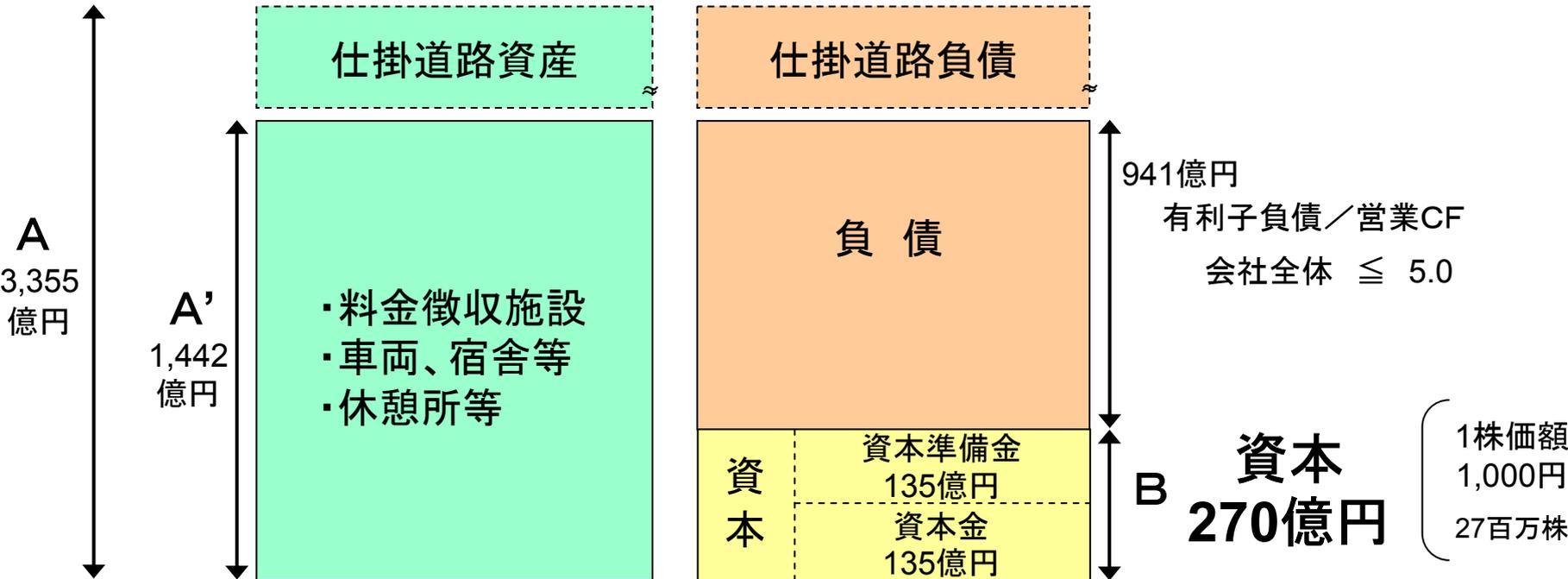
国 22,849 億円

地方公共団体 - 億円

# 首都高速道路株式会社の資本金等について

## < 資産 >

## < 負債・資本 >



総資産に対する資本の割合

$$B/A = 8\% \left[ \begin{array}{l} \text{建設期間の} \\ \text{平均 } 7\% \end{array} \right]$$

$$B/A' = 19\%$$

1株の発行価額

$$\rightarrow 270 \text{ 億円} \div 27 \text{ 百万株} = 1,000 \text{ 円}$$

1株の発行価額中資本に組み入れない額

$$\rightarrow 135 \text{ 億円} \div 27 \text{ 百万株} = 500 \text{ 円}$$

首都高速道路公団への出資金 (平成 17 年 9 月末)

7,778 億円

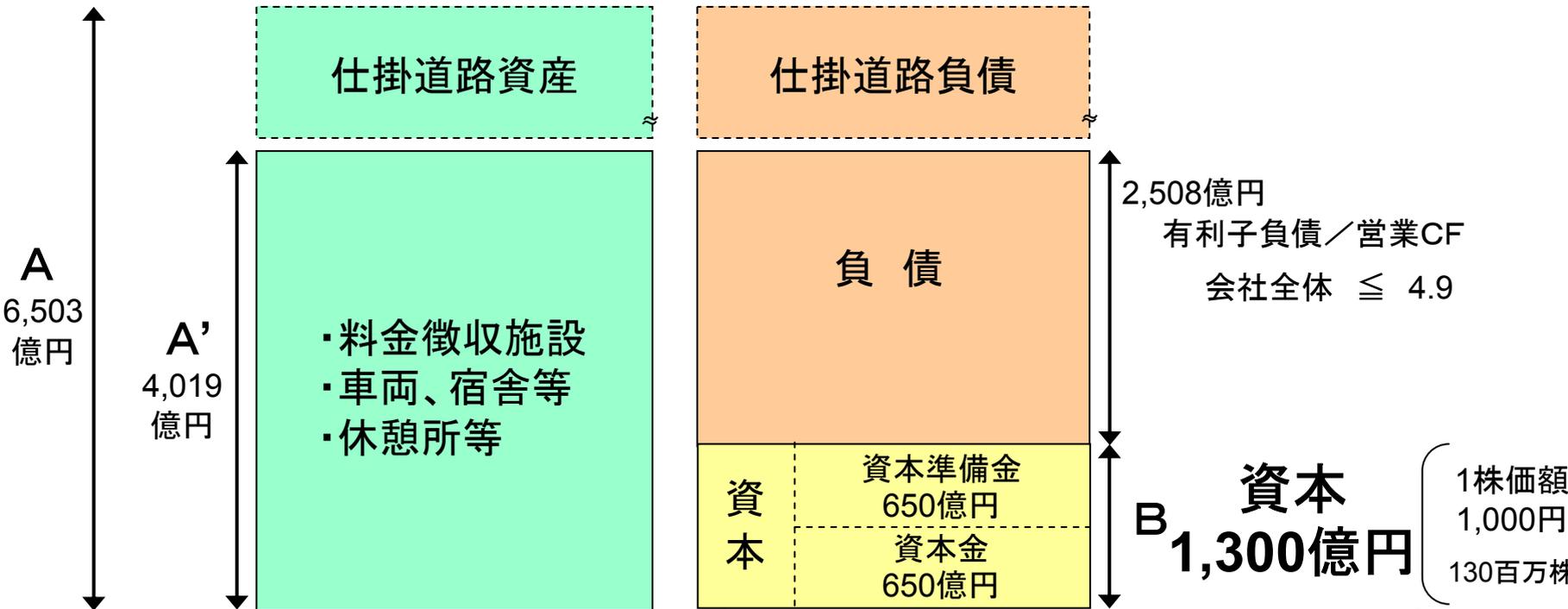
国 3,889 億円

地方公共団体 3,889 億円

# 中日本高速道路株式会社の資本金等について

## < 資産 >

## < 負債・資本 >



総資産に対する資本の割合

$$B/A = 20\% \left( \begin{array}{l} \text{民営化後10年間} \\ \text{の平均 10\%} \end{array} \right)$$

$$B/A' = 32\%$$

1株の発行価額

$$\rightarrow 1,300 \text{ 億円} \div 130 \text{ 百万株} = 1,000 \text{ 円}$$

1株の発行価額中資本に組み入れない額

$$\rightarrow 650 \text{ 億円} \div 130 \text{ 百万株} = 500 \text{ 円}$$

日本道路公団への出資金 (平成17年9月末)

22,849億円

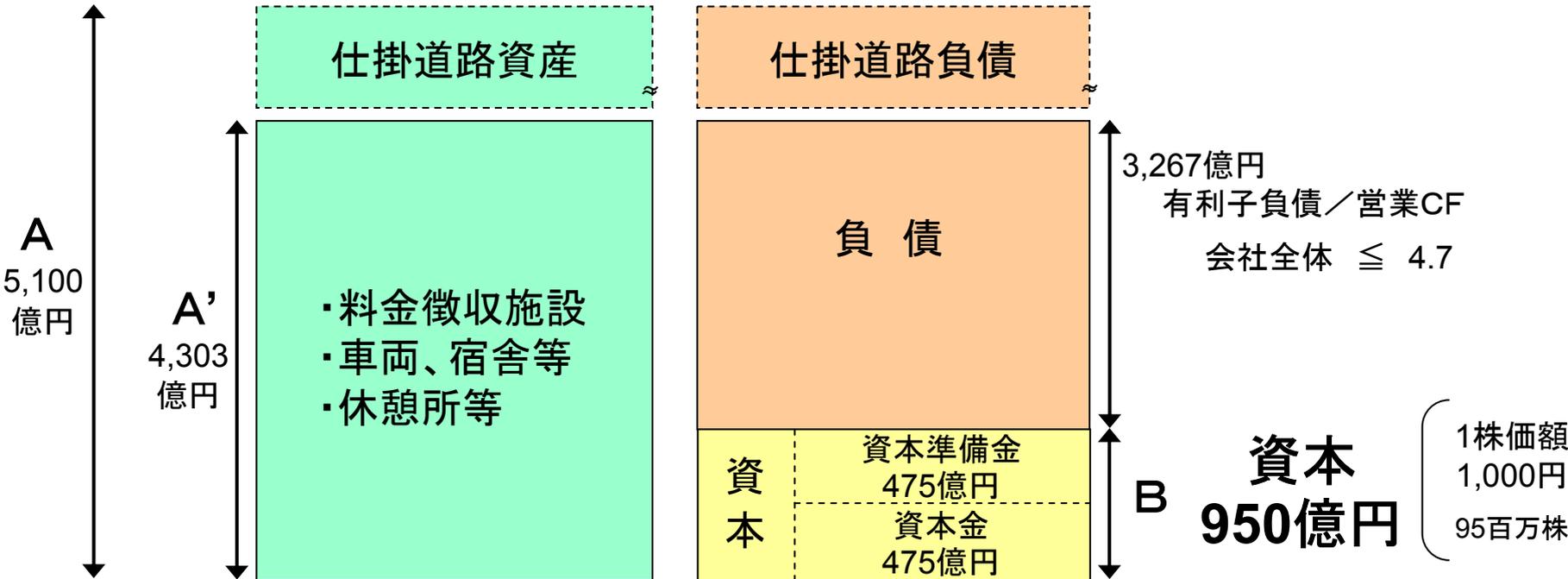
国 22,849億円

地方公共団体 - 億円

# 西日本高速道路株式会社の資本金等について

## < 資産 >

## < 負債・資本 >



総資産に対する資本の割合

$$B/A = 19\% \left( \begin{array}{l} \text{民営化後10年間} \\ \text{の平均 } 10\% \end{array} \right)$$

$$B/A' = 22\%$$

1株の発行価額

$$\rightarrow 950 \text{ 億円} \div 95 \text{ 百万株} = 1,000 \text{ 円}$$

1株の発行価額中資本に組み入れない額

$$\rightarrow 475 \text{ 億円} \div 95 \text{ 百万株} = 500 \text{ 円}$$

日本道路公団への出資金 (平成17年9月末)

22,849 億円

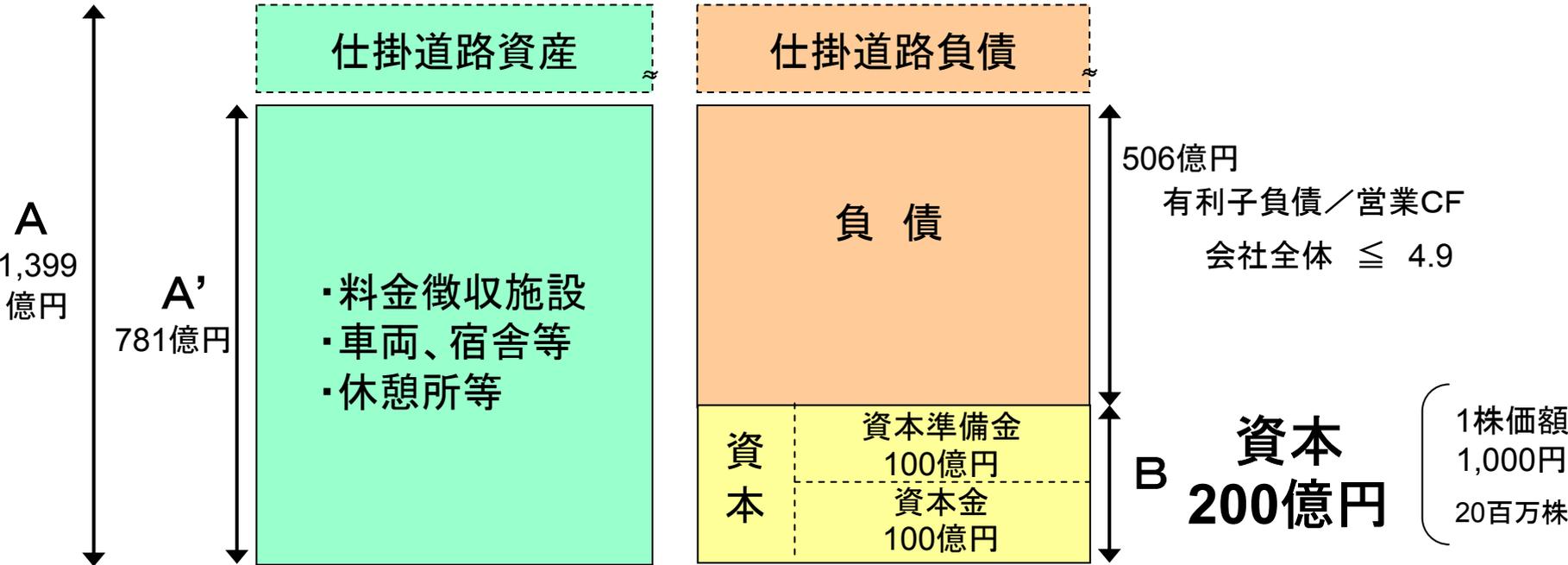
国 22,849 億円

地方公共団体 - 億円

# 阪神高速道路株式会社の資本金等について

## < 資産 >

## < 負債・資本 >



1株の発行価額  
→ 200億円 ÷ 20百万株 = 1,000円

1株の発行価額中資本に組み入れない額  
→ 100億円 ÷ 20百万株 = 500円

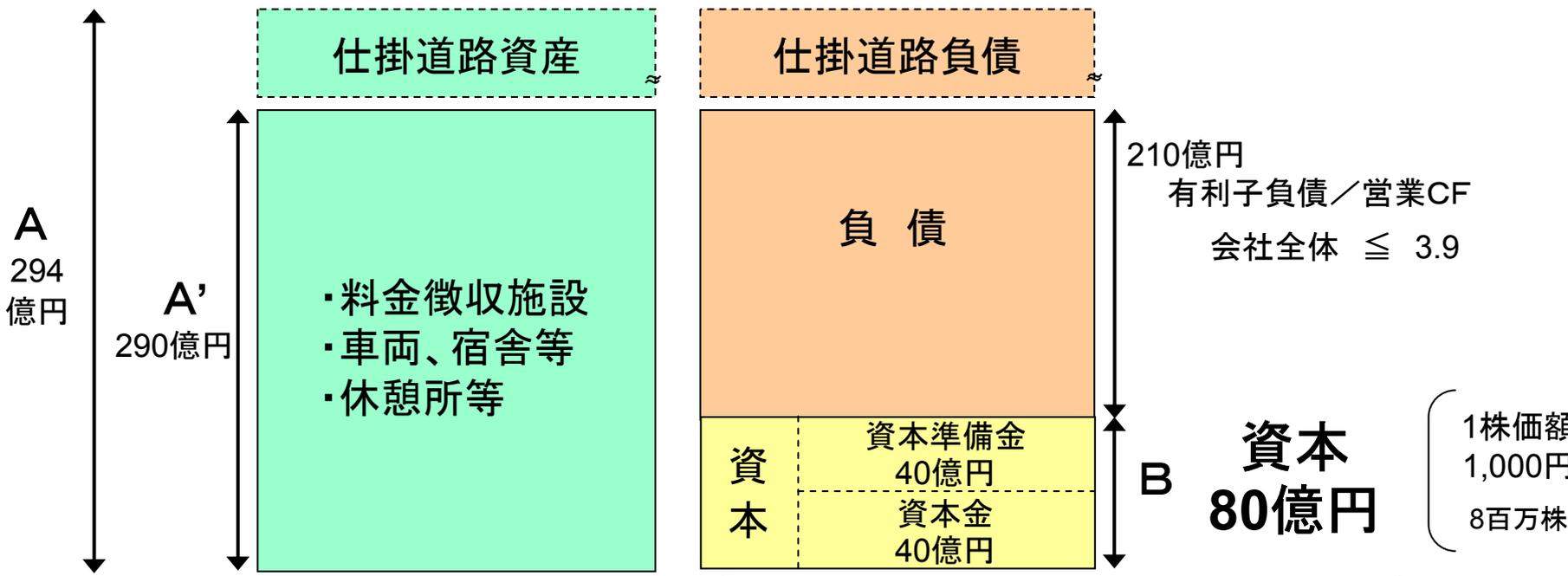
阪神高速道路公団への出資金 (平成17年9月末)

	5,889億円
国	2,944.5億円
地方公共団体	2,944.5億円

# 本州四国連絡高速道路株式会社の資本金等について

## < 資産 >

## < 負債・資本 >



総資産に対する資本の割合

$$B/A = 27\%$$

$$B/A' = 28\%$$

1株の発行価額  
 → 80億円 ÷ 8百万株 = 1,000円

1株の発行価額中資本に組み入れない額  
 → 40億円 ÷ 8百万株 = 500円

本州四国連絡橋公団への出資金(平成17年9月末)

	11,255億円
国	7,569億円
地方公共団体	3,686億円

# 説明資料 2

高速道路株式会社の定款案

# 高速道路株式会社の定款案

## 第1章 総則

### (商号)

第1条 本会社は、高速道路株式会社法及び日本道路公団等民営化関係法施行法により設立し、〈※1〉と称する。

2 前項の商号は、英文では〈※2〉とする。

〈※1〉に記載する名称	〈※2〉に記載する英語名
東日本高速道路株式会社	East Nippon Expressway Company Limited
首都高速道路株式会社	Metropolitan Expressway Company Limited
中日本高速道路株式会社	Central Nippon Expressway Company Limited
西日本高速道路株式会社	West Nippon Expressway Company Limited
阪神高速道路株式会社	Hanshin Expressway Company Limited
本州四国連絡高速道路株式会社	Honshu-Shikoku Bridge Expressway Company Limited

### (目的)

第2条 本会社は、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として、次の事業を営む。

- (1) 道路整備特別措置法に基づき行う高速道路の新設又は改築
- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（〈※本州四国連絡高速道路株式会社のみ括弧内を記載〉以下「機構」という。）から借り受けた道路資産に係る高速道路について道路整備特別措置法に基づき行う維持、修繕、災害復旧その他の管理（新設及び改築を除く。）
- (3) 高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理
- (4) 前3号の事業に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は地方道路公社の委託に基づき行う道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究

〈※本州四国連絡高速道路株式会社のみ次の（5）及び（6）も記載〉

- (5) 機構の委託に基づき行う本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
- (6) 第1号から第3号まで及び前号の事業に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は地方道路公社の委託に基づき行う長大橋の建設並びに長大橋に関する調査、測量、設計、試験及び研究

- (5) 〈※本州四国連絡高速道路株式会社のみ「（7）」〉前各号の事業に附帯する事業

- 2 本会社は、前項の事業を営むほか、同項第1号から第3号までの事業<※本州四国連絡高速道路株式会社のみ「同項第1号から第3号まで及び第5号の事業」>に支障のない範囲内で、次の事業を営む。
- (1) 駐車場業、自動車ターミナル業及び倉庫業
  - (2) 一般土木建築工事、土木工事、舗装工事、建築工事及び設備工事に関する設計、測量、監理及び施工
  - (3) 橋梁工事に関する設計、測量、監理及び施工
  - (4) 不動産の売買、仲介、鑑定、賃貸及び管理並びに公共用地の取得に関する補償コンサルタント業
  - (5) 下記物品に関する貿易、売買、製造及び加工
    - ①道路施設用電気・通信機械器具及び土木・建築工事用資機材
    - ②一般機械器具、輸送用機械器具及び精密機械器具
    - ③骨材・石膏品及びコンクリート製品
    - ④古物及び金属くずその他の再生資源
    - ⑤看板・標識案内板等
    - ⑥食料品、清涼飲料水及び酒類
    - ⑦飼料及び肥料
    - ⑧がん具
  - (6) 下記施設の経営
    - ①飲食店及び宿泊施設
    - ②売店、コンビニエンスストア、ショッピング・センター、ホームセンター、ガソリンスタンド及び薬局
    - ③映画館、遊園地、遊戯場、貸スタジオ、易断所及びスポーツ施設
    - ④学校教育法による各種学校・学習塾等の教育・研修施設及び文化施設
    - ⑤保育所、託児所、老人ホーム、通所・短期入所介護施設及び医療施設
  - (7) 道路運送法による自動車道事業及び自動車運送事業並びに港湾運送事業
  - (8) 発電及び電気供給事業、電気通信事業、ガスパイプライン事業並びに上下水道・工業用水道事業
  - (9) 出版業、広告業、放送業及び情報処理・提供サービス業
  - (10) 工業所有権、著作権等の無体財産権、ノウハウ、システム・エンジニアリングその他のソフトウェアの取得・提供・販売
  - (11) 自動車等販売業、自動車整備業、自動車運転代行業並びに路上における故障車、事故車等の救援及び移動に関する業務
  - (12) 旅行業及び物品預り業
  - (13) 療術業、洗濯業、理容・美容業、公衆浴場業、履物修理業、写真現像等の取次業、チケット類販売業及び郵便局受託業並びに冠婚葬祭及び各種催物の企画・立案・運営
  - (14) 総合リース・レンタル業
  - (15) 金融業及び損害保険代理業その他の保険媒介代理業
  - (16) 警備業、労働者派遣業及び介護保険法による居宅サービス事業等の介護サービス業
  - (17) 園芸農業、林業、漁業及び鉱業並びに農水産物の加工・販売
  - (18) 一般廃棄物・産業廃棄物の処理及びその再生製品の販売並びに温室効果ガス

排出権の取引

- (19) 前各号に関連する企画、調査、研究、コンサルティング及び技術の開発
- (20) その他前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 本会社は、本店を<※>に置く。

	<※>に記載する所在地
東日本高速道路株式会社	東京都千代田区
首都高速道路株式会社	東京都千代田区
中日本高速道路株式会社	愛知県名古屋市
西日本高速道路株式会社	大阪府大阪市
阪神高速道路株式会社	大阪府大阪市
本州四国連絡高速道路株式会社	兵庫県神戸市

(公告の方法)

第4条 本会社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 株式

(会社が発行する株式の総数)

第5条 本会社が発行する株式の総数は、<※>とする。

	<※>に記載する株式の総数
東日本高速道路株式会社	420百万株
首都高速道路株式会社	108百万株
中日本高速道路株式会社	520百万株
西日本高速道路株式会社	380百万株
阪神高速道路株式会社	80百万株
本州四国連絡高速道路株式会社	32百万株

(1単元の株式数)

第6条 本会社の1単元の株式の数は、100株とする。

(基準日)

第7条 本会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(名義書換代理人)

第8条 本会社は、株式につき名義書換代理人を置き、名義書換等の事務を担当させることができる。

2 名義書換代理人、その設置の場所及びその権限は、取締役会において定め、公告する。

(株式取扱規程)

第9条 本会社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第10条 本会社の定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、必要がある場合に随時、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、あらかじめ取締役会が定める取締役が招集する。

(株主総会の開催地)

第11条 株主総会は、<※>において開催する。

	<※>に記載する開催地
東日本高速道路株式会社	東京都各区のいずれか
首都高速道路株式会社	東京都各区のいずれか
中日本高速道路株式会社	本店所在地若しくはその隣接地又は東京都各区のいずれか
西日本高速道路株式会社	本店所在地若しくはその隣接地又は東京都各区のいずれか
阪神高速道路株式会社	本店所在地若しくはその隣接地又は東京都各区のいずれか
本州四国連絡高速道路株式会社	本店所在地若しくはその隣接地又は東京都各区若しくは大阪市のいずれか

(株主総会の議長)

第12条 株主総会の議長は、あらかじめ取締役会が定める取締役がこれに当たる。

(決議方法)

第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。

2 商法第343条に規定する特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第14条 株主又はその法定代理人は、本会社の議決権を有する株主以外の者に議決権の行使を委任してはならない。ただし、政府、地方公共団体又は法人が株主である場合には、政府職員、地方公共団体職員又は使用人に議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合においては、総会ごとにあらかじめ本会社に委任状を提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第15条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第16条 本会社に<※>以内の取締役を置く。

	<※>に記載する取締役の員数の上限
東日本高速道路株式会社	10名
首都高速道路株式会社	10名
中日本高速道路株式会社	10名
西日本高速道路株式会社	10名
阪神高速道路株式会社	10名
本州四国連絡高速道路株式会社	8名

(取締役の選任決議)

第17条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 前項の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第18条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

2 増員のために選任された取締役又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第19条 本会社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。

2 取締役会の決議により、取締役の中から会長及び社長各1名、副会長、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会が定める取締役が招集し、その議長となる。

(取締役会の招集通知)

第21条 取締役会を招集するには、会日より3日前までに、各取締役及び各監査役にその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の議事録)

第23条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第24条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第25条 本会社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

2 本会社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同条第19項各号に規定する金額の合計額とする。

(相談役及び顧問)

第26条 本会社に、取締役会の決議により、相談役及び顧問各若干名を置くことができる。

## 第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第27条 本会社に<※>以内の監査役を置く。

	<※>に記載する監査役の員数の上限
東日本高速道路株式会社	4名
首都高速道路株式会社	4名
中日本高速道路株式会社	4名
西日本高速道路株式会社	4名
阪神高速道路株式会社	4名
本州四国連絡高速道路株式会社	4名

(監査役の選任決議)

第28条 第17条第1項及び第2項の規定は、監査役に準用する。

(監査役の任期)

第29条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤監査役)

第30条 監査役は、互選により常勤監査役若干名を定める。

(監査役会の招集通知)

第31条 監査役会を招集するには、会日より3日前までに、各監査役にその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議方法)

第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第33条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(監査役会規程)

第34条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

第35条 本会社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

## 第6章 計算

(営業年度)

第36条 本会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(利益配当金)

第37条 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。

- 2 前項の配当金については、支払開始の日から起算して3年以内に受領されないときは、本会社は支払の義務を免れる。
- 3 第1項の配当金には、前項の期間内であっても、利息を付さない。

(中間配当金)

第38条 本会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に中間配当金を支払うことができる。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、中間配当金に準用する。

## 附 則

(設立に際して発行する株式)

第1条 本会社の設立に際して発行する株式の総数は、<※>とし、1株の発行価額は、1,000円、1株の発行価額中資本に組み入れない額は、500円とする。

	<※>に記載する株式の総数
東日本高速道路株式会社	105百万株
首都高速道路株式会社	27百万株
中日本高速道路株式会社	130百万株
西日本高速道路株式会社	95百万株
阪神高速道路株式会社	20百万株
本州四国連絡高速道路株式会社	8百万株

(設立の際の出資)

第2条 本会社の設立に際し、<※1>は、日本道路公団等民営化関係法施行法第7条の規定により、同法第15条第1項に規定する承継計画において定めるところに従い、その財産を出資するものとし、その価格は<※2>とし、これに対し、<※3>を割り当てる。

	<※1>に記載する財産の出資者
東日本高速道路株式会社	日本道路公団
首都高速道路株式会社	首都高速道路公団
中日本高速道路株式会社	日本道路公団
西日本高速道路株式会社	日本道路公団
阪神高速道路株式会社	阪神高速道路公団
本州四国連絡高速道路株式会社	本州四国連絡橋公団

	<※2>に記載する出資の価格
東日本高速道路株式会社	1,050億円
首都高速道路株式会社	270億円
中日本高速道路株式会社	1,300億円
西日本高速道路株式会社	950億円
阪神高速道路株式会社	200億円
本州四国連絡高速道路株式会社	80億円

	<※3>に記載する割当て株式数
東日本高速道路株式会社	105百万株
首都高速道路株式会社	27百万株
中日本高速道路株式会社	130百万株
西日本高速道路株式会社	95百万株
阪神高速道路株式会社	20百万株
本州四国連絡高速道路株式会社	8百万株

(最初の取締役及び監査役の任期)

第3条 本会社の最初の取締役及び監査役の任期は、その就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

(最初の営業年度)

第4条 本会社の最初の営業年度は、第36条の規定にかかわらず、本会社の成立の日から平成18年3月31日までとする。

(設立費用)

第5条 本会社の負担すべき設立費用は、1,000万円以内とする。

# 説明資料 3

## 供用約款案

# 東日本高速道路株式会社供用約款

## (約款の効力)

- 第1条 この供用約款は、東日本高速道路株式会社（以下「会社」という。）が高速道路（高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいう。以下同じ。）の供用に関し、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき定めるものである。
- 2 高速道路を通行し、又は利用する者（以下「利用者」という。）は、この約款を承認し、かつ、これに同意したものとする。

## (料金の額)

- 第2条 高速道路の料金の額は、法第25条第1項の規定により会社が公告する額とする。

## (料金の徴収)

- 第3条 利用者は、法第24条第4項の規定により公告された通行方法に従って、所定の料金の徴収施設において、会社が別に定めるところにより、高速道路の料金を支払い、又はこれに代わる措置をとらなければならない。

## (通行券の所持等)

- 第4条 利用者は、前条の規定に基づきその利用に関し必要となる通行券の交付を受けた場合にあっては、その利用を終えるまでの間これを所持し、会社の係員（会社からの委託に基づき高速道路の業務に従事する者を含む。以下同じ。）から請求があった場合は、これを提示しなければならない。ただし、会社の係員が通行券を回収した場合、又は前条に規定する措置をとって高速道路を利用する場合にあっては、この限りではない。

## (割増金)

- 第5条 会社は、法第26条の規定に基づき、料金を不法に免れた利用者から、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として徴収することができる。

## (供用の拒絶等)

- 第6条 会社は、法第5条第1項の規定により同項各号に掲げる車両の通行の禁止又は制限のため、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）の要請に基づき必要な措置を講ずるほか、同条第2項及び第3項の規定に基づき、次に掲げる場合において、高速道路の供用を拒絶することができる。
- 一 高速道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められるとき。
  - 二 高速道路に関する工事のためやむを得ないと認められるとき。
  - 三 高速道路の供用に関し利用者から特別の負担を求められたとき。
  - 四 高速道路の供用により他の車両の通行に著しく支障を及ぼすおそれがあるとき。
  - 五 高速道路の供用が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- 2 会社は、前項の規定に該当することとなった場合、利用者に高速道路からの退去を求めることができる。

## (係員の指示)

- 第7条 利用者は、会社の係員が料金の徴収、高速道路の構造の保全、交通の危険防止等

のために行う車両の誘導及び確認その他の職務上の指示に従わなければならない。

(会社の責任)

- 第8条 高速道路の設置又は管理に瑕疵があったために利用者に損害を生じたときは、会社は、これを賠償する。
- 2 前項の場合において、利用者に過失があったときは、損害賠償額の算定に当たり、これを考慮することができる。
  - 3 高速道路の設置又は管理に瑕疵がない場合を例示すると、おおむね次のとおりである。
    - 一 利用者の故意
    - 二 会社の責任によらない車両相互の接触若しくは衝突又は落下物等による事故
    - 三 盗難その他第三者による危害
    - 四 天災地変その他の不可抗力
  - 4 次に掲げる事由により生じた損失については、会社は、補償する責任を負わない。
    - 一 第6条の規定に基づく供用の拒絶その他通行の禁止又は制限のための必要な措置
    - 二 渋滞による遅滞
  - 5 前4項の場合において、会社の責任は、利用者がこの約款に従って、高速道路に進入したときに始まり、高速道路から退出したときに終わる。

(利用者の責任)

- 第9条 高速道路を損傷し、又は汚損した利用者は、当該損傷又は汚損により必要を生じた高速道路に関する工事又は道路の維持に要する費用について、法第40条第1項の規定により読み替えて適用する道路法（昭和27年法律第180号）第58条第1項の規定に基づき、会社に対して負担金を支払わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、高速道路を損傷し、又は汚損した利用者は、法第8条第1項第12号の規定により道路管理者の権限を代行する機構から道路法第22条第1項の規定に基づき当該損傷又は汚損により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の施行を命ぜられた場合は、機構から命ぜられた道路に関する工事又は道路の維持を施行しなければならない。
  - 3 前2項に規定するもののほか、利用者は、故意又は過失により会社に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

# 説明資料 4

## 創立総会議案書

## 東日本高速道路株式会社 創立総会議案書

第一号議案 創立に関する事項報告の件

第二号議案 定款承認の件

第三号議案 取締役及び監査役の選任の件

第四号議案 会計監査人の選任の件

第五号議案 取締役及び監査役の調査報告の件

第六号議案 役員報酬額決定の件

## 創立に関する事項報告の件

昭和30年代前半から順次設立された道路関係四公団は、高速自動車国道や首都・阪神高速道路、本州四国連絡道路など、我が国の枢要な高速道路網の整備を進めてきました。昭和47年には高速自動車国道の全国プール制が制度化され、先行して整備が行われた名神や東名等の料金収入を活用しながら、全国の高速度道路ネットワークの整備は大きく進展しました。このネットワークが、昭和後期の経済成長を支え、現在の日本の経済・社会の維持・発展を図る上で必要不可欠な社会資本となっている点については、論を待たないところです。

一方で、このような公団方式による高速道路整備に対しては、厳格な事業評価を行う仕組みがなく、楽観的な需要予測やプール制のもと、返済期限が順次先送りされるなど、不採算路線の建設に歯止めがないこと、一方的命令の仕組みの下、経営努力の有無が公団の業績に反映されず、建設・管理コストの削減努力が不十分な高コスト体質であることなど、様々な批判や指摘がなされてきました。公団方式の下でも数次に渡り改革が行われましたが、公団組織を維持したままでは十分な成果を上げるに至りませんでした。

このような状況を踏まえ、平成13年12月19日に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」において、「民間にできることは民間に委ねる」との基本原則に基づき、四公団に代わる民営化を前提とした新たな組織の設立が決定されました。この閣議決定以降、政府等において公団民営化に向けた具体的な検討がなされました。そして、公団民営化を実現するために必要な法的枠組みとして、道路関係四公団民営化関係4法案が第159回通常国会に提出され、

平成16年6月2日に同法案が成立、6月9日に公布、一部施行されました。来たる10月1日には、民営化関係法が全面施行されることとなっております。

私ども東日本高速道路株式会社の設立委員15名は、平成17年5月30日付けをもって国土交通大臣より任命され、発起人の職務を行うことを委嘱された後、速やかに設立委員会を開催して、会社設立に関する必要事項を慎重に審議するとともに、所要の手続きを実行いたしました。

幸いにして、所要の手続きを滞りなく終えることができ、本日、ここに創立総会を開催し得るに至ったことは、誠にご同慶の至りでございます。

ここに創立に関する事項を報告いたしまして、日本道路公団等民営化関係法施行法第6条第2項の規定に基づきまして株式引受人としての権利を行使される政府のご承認を求める次第であります。

## 1 庶務に関する事項

- (1) 平成17年5月30日、日本道路公団等民営化関係法施行法第3条第1項の規定に基づき、浅野 史郎ほか14名が設立委員に任命されました。
- (2) 平成17年5月30日、第1回設立委員会を開催し、設立委員会規則を決定し、同規則に基づき、設立委員奥田 碩を委員長に選任したほか、設立日程の概略と設立費用を決定いたしました。また、国土交通省から道路関係四公団の現状と民営化について、日本道路公団から同公団の現状と民営化会社の経営方針について説明を受けました。
- (3) 平成17年7月20日、第2回設立委員会を開催し、本会社の定款及び本会社と高速道路利用者との供用約款を審議いたしました。
- (4) 平成17年9月15日、第3回設立委員会を開催し、本会

社の定款及び本会社と高速道路利用者との供用約款を決定するとともに、創立総会に付議する事項を決定いたしました。

(5) 平成17年9月●日、定款について国土交通大臣に認可申請を行い、同月●日に認可を受けるとともに、供用約款についても同月●日に国土交通大臣に認可申請を行い、同月●日に認可を受けました。

(6) 平成17年9月●日、設立に際して発行する105百万株につきまして、日本道路公団等民営化関係法施行法第6条第1項の規定に基づき、日本道路公団に割当てを行い、創立総会招集の通知を送付いたしました。

## 2 株式について

本会社の設立に際して発行する株式の総数は、105百万株であります。この全株式については、日本道路公団等民営化関係法施行法第6条第1項の規定に基づき、日本道路公団が引き受けることとされており、設立委員は、これを同公団に割り当てたものであります。

なお、同条第2項の規定に基づき、この割り当てられた株式による会社の設立に関する株式引受人としての権利は、政府が行使することとなっております。

また、同法第7条の規定により日本道路公団が行う出資に係る給付は、同法第9条の規定に基づき、同法の施行の時、すなわち平成17年10月1日に行われるものであります。

## 3 設立費用について

本会社の負担に帰すべき設立費用は、定款附則第5条の規定により、金1,000万円以内と定められておりますが、会社成立までの間の既支出額、債務確定額及び支出予定額は、総計金●万円であります。

第二号議案

## 定款承認の件

ご承認いただく定款は、別紙のとおりであります。

第三号議案

## 取締役及び監査役の選任の件

創立総会において選任すべき取締役及び監査役は、取締役●名及び監査役●名としたいと存じます。

なお、その候補者氏名と現職等は、別紙のとおりであります。

## 第四号議案

### 会計監査人の選任の件

株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第3条第4項の規定に基づき創立総会において選任すべき会計監査人の候補者は、新日本監査法人であります。

## 新日本監査法人の概要

名 称 : 新日本監査法人

主たる事務所 : 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号  
日比谷国際ビル

沿 革 : 平成12年4月

太田昭和監査法人（昭和60年10月  
設立）とセンチュリー監査法人（昭和  
61年1月設立）が合併し、監査法人  
太田昭和センチュリーとなる。

平成13年7月

名称を新日本監査法人とする。

概 要 : 出 資 金 1, 7 0 8 百万円

人員構成

公認会計士 1, 5 6 1 名

会計士補 9 1 6 名

その他 5 5 2 名

合 計 3, 0 2 9 名

関与会社数 4, 7 1 4 社

事務所所在地

国内 東京ほか 4 6 か所

海外 ニューヨークほか 1 9 か所

(平成17年3月31日現在)

第五号議案

**取締役及び監査役の調査報告の件**

第六号議案

## 役員報酬額決定の件

本会社は、役員に対して、以下のとおり報酬を支払うこととしたいと存じます。

- 1 取締役に対する報酬総額 年 額 ●●円以内
- 2 監査役に対する報酬総額 年 額 ●●円以内

なお、報酬の支払いを受ける役員の数、それぞれ取締役が●名、監査役が●名となります。

# 説明資料 5

## 創立総会開催日程案

# 創立総会開催日程案

## (1)東日本高速道路株式会社

日時:平成17年9月21日(水)午後3時～(約1時間程度)

場所:パレスホテル 「ローズルーム」

東京都千代田区丸の内1丁目1番1号

03-3211-5211

## (2)首都高速道路株式会社

日時:平成17年9月21日(水)午後2時～(約1時間程度)

場所:パレスホテル 「チェリールーム」

東京都千代田区丸の内1丁目1番1号

03-3211-5211

## (3)中日本高速道路株式会社

日時:平成17年9月28日(水)午後2時～(約1時間程度)

場所:ウェスティン名古屋キャッスル 「天守の間」

名古屋市西区樋の口町3番19号

052-521-2121

## (4)西日本高速道路株式会社

日時:平成17年9月27日(火)午後1時～(約1時間程度)

場所:帝国ホテル大阪 「八重の間」

大阪市北区天満橋1丁目8番50号

06-6881-1111

## (5)阪神高速道路株式会社

日時:平成17年9月27日(火)午後2時～(約1時間程度)

場所:帝国ホテル大阪 「吉野の間」

大阪市北区天満橋1丁目8番50号

06-6881-1111

## (6)本州四国連絡高速道路株式会社

日時:平成17年9月27日(火)午後3時～(約1時間程度)

場所:帝国ホテル大阪 「八重の間」

大阪市北区天満橋1丁目8番50号

06-6881-1111